**日向市簡易水道事業施設統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託**

**仕 様 書**

第１条（適　用）

本仕様書は、日向市（以下｢本市｣という。）と受託者（以下｢受託者｣という。）が委託契約を行う「日向市簡易水道事業施設統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託」に適用する。

第２条（目　的）

本業務は、東郷地区において将来にわたり安定した水供給を継続するべく、簡易水道事業他水源との施設統合、もしくは上水道事業からの接続について、経済性および安全性等の観点から比較検討を行い、簡易水道事業（山陰水源）に係る統合基本方針を整理することを目的とする。また、水道事業経営戦略の見直しも行うことも目的とする。

第３条（業務内容）

令和5年12月、簡易水道事業の一部地区において、水道水中に微細な浮遊物が混入し、家庭内給水設備の目詰まりに伴う水圧低下が相次ぐ事象が発生した。これを受けて本市は、「摂取制限を伴う給水継続」の措置として飲用水の応急給水活動を実施し、その後の調査にて水道水源である井戸内への鉄細菌の流入が確認されたことから、その対策としてろ過装置を設置している。

しかしながら、簡易水道事業については以前より水質管理面や施設管理面での課題が多く、また鉄細菌汚泥による取水及び導水施設の腐食等のリスク発生も想定される状況にあることから、水源水質の変化への根本的対策が必要である。

そのため本業務では、東郷地区において将来にわたり安定した水供給を継続するべく、簡易水道事業他水源との施設統合、もしくは上水道事業からの接続について、経済性および安全性等の観点から比較検討を行い、簡易水道事業（山陰水源）に係る統合施設整備計画を策定することとする。

なお、日向市簡易水道事業施設統合検討に際して水需要予測の見直しを行うこと、日向市においての重要課題である権権現原浄水場の老朽化に対しての更新事業費が試算されたことなどを踏まえ、経営戦略の見直しも行うこととする。

１．基本方針の策定

（１）現況の把握（施設、諸元、運用実績、関連計画等）

簡易水道事業に関わる既存資料のほか、本業務に関連する他計画資料等を収集し、以下に示す現況の事業実態について整理・把握する。また、対象区域の概況、現況施設および予定地点に関する現況踏査を実施し、収集資料とともに、事業統合検討のための基礎資料としてとりまとめる。

・地形、地質、気象、災害などの既存資料に基づく自然条件

・人口、土地利用、産業、交通など既存資料に基づく社会条件

・市の総合計画、開発計画、本市の水道事業の基本構想や計画等、関連する他計画

・水道事業の整備状況と普及状況

・事業の沿革、水需給の実績推移及び特性

・既存水源の形態と水利権、取水実績、事故記録など

・原水及び給水水質実績と将来的な浄水処理方法

・水道施設の位置、規模、構造と整備・修繕・老朽度・耐震性の状況

・水需要の分析、開発水量の計画、管網体制と送配水の状況

・施設の維持管理・運転管理、外部委託、組織体制・職員構成の状況

・事業の経営状況（収支・固定資産・企業債償還・水道料金・財源・事業費等）

（２）水需要予測

上水道事業および簡易水道事業3地区を対象に、水需要の将来見通しを把握するために、10年間の実績値をもとに15～20年程度先までの水需要予測を行う。なお、予測の単位は、対象の上水道、簡易水道の事業毎とする。

（３）事業の分析・評価・課題抽出

前段で整理した事業実態をもとに、簡易水道事業、および上水道事業の現況を分析・評価し、問題点・課題を整理する。

２．基本事項の決定

（１）計画年次の設定

将来予測の確実性、施設整備の合理性等を考慮した計画年次の設定を行う。

（２）計画給水区域の設定

施設整備、維持管理等の合理性等を考慮した計画給水区域の設定を行う。

（３）計画給水人口・給水量の設定

水需要予測を基に、計画年次と計画給水区域から、計画給水人口、及び計画給水量を設定する。

３．他事業との施設統合検討（整備内容の決定）

（１）統合案の設定（整備案の抽出）

簡易水道事業山陰水源等への対応策として、前段で整理した事業実態や、水需要予測等を踏まえた、下記４ケースの施設統合案および送・配水施設の形態を検討する。

ただし、山陰水源と同様に、自然環境の変化等に伴う突発的な水質悪化のリスクも想定されることから、水質管理の視点も踏まえた検討を行うこととする。

また、権現原浄水場の事業計画を考慮し、更新事業期間、及び更新事業完了後の浄水能力と水需給バランスも踏まえて検討を行うこととする。

ア 簡易水道事業統合計画に基づく施設統合

イ 簡易水道事業の上水道事業への接続（山陰水源のみ）

ウ 簡易水道事業の上水道事業への接続

エ 水源ごとに継続利用

（２）統合施設整備案の作成（整備案の作成）

（１）で抽出した統合施設案に係る具体的な施設整備案として、概略施設計画、整備工程、整備及び維持管理に係る概算費用等について検討を行う。また、施設整備事業等に適用できる可能性のある補助・交付金制度についても整理を行うこととする。

（３）整備案の評価

（２）で作成した統合施設整備案について、安全性、安定性、効率性および経済性等の観点から評価を行い、最適な統合施設整備案を選定する。

４．統合施設整備計画の策定（基本計画のとりまとめ）

上記の検討結果をとりまとめて、統合施設整備計画を策定する。

５．事業概要の整理

事業の現況や将来の事業環境について既存資料を基に把握する。

６．経営の基本方針の検討

上記の整理結果を踏まえ、水道事業を継続する上での経営理念、 基本方針について検討する。

７．投資・財政計画の策定

財政計算を行うことで今後の投資・財政計画の見直しを行う。なお、財政計算は「令和４年度　日向市水道事業経営戦略中間見直し業務委託」での検討結果を基としつつ、最新の権現原浄水場更新事業費のほか、管路更新に係る事業費を考慮することとする。

また、令和6年度決算値を加味した時点修正を行う。

８．経営戦略報告書のとりまとめ

上記の検討結果をとりまとめて、令和９年度から令和１８年度までの経営戦略の作成を行う。

第４条（納品及び成果品）

（１）納品

第３条の業務内容について整理を行い、本市が指定した日までに納品すること。

（２）成果品

① 報告書（金文字） ２部

② 図面（A1 及びA3） ２部

③ 報告書概要版 ２部

④ 業務打合せ記録簿 ２部

⑤ 上記成果物の電子データ １部

第５条（その他）

１．業務打合せ

打合せは「初回打合せ」、「中間打合せ」、「最終打合せ」及び発注者が求める際に随時行うものとする。なお、初回及び最終時には管理技術者が立ち会うものとする。